発議第１８号

議案第２４号「流山市開発事業の許可基準等に関する条例の制定について」に関する附帯決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第１４条第１項の規定により提出します。

平成２２年６月２３日提出

提出者

流山市議会議員　山崎　専司

賛成者

流山市議会議員　中川　弘

〃　松野　豊

〃　坂巻　忠志

〃　戸部　源房

〃　青野　直

〃　中村　好夫

〃　馬場　征興

議案第２４号「流山市開発事業の許可基準等に関する条例の制定について」に関する付帯決議について

議案第２４号「流山市開発事業の許可基準等に関する条例の制定について」は、平成２２年第１回定例会に上程され、議案についてさらに調査、研究をする必要があることから、継続審査となったものである。

このため、都市建設委員会の閉会中の継続審査として、３回にわたり委員会を開催した結果、本定例会において可決されたものである。

しかし、審査経過の中では、本条例は許可を必要とする開発行為の規模を現行の５００平方メートルから３００平方メートルに、戸建住宅の公園比率を６パーセントにする等、規制を強化するものであり、地権者や事業者に対してさらなる負担を求めるものとなっている。周辺住民だけでなく、市内事業者や地権者も同じ流山市民であり、本条例は公平に配慮し運用する必要性がある。

よって本条例における「流山市の良好な住環境の保全及び向上を図る」という理念と、公平の見地から、以下の事項を確実に履行することを強く求める。

記

１　周辺住民と土地所有者・事業者との協議等については、市は法に基づいた、公平で適切な指導をすること。

２　条例第３４条第３項但し書きの規則で定める計画戸数等、規則制定にあたっては、事業者・地権者・住民等、双方の理解が得られる基準となるよう努めること。

以上決議する。

平成２２年６月２３日

千葉県流山市議会